農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2月3月27日

飯山市長 足立 正則

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

## 外様地区

- 2 協議の結果を取りまとめた年月日 令和2年3月23日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
  - 〇 経営体数

 (法人
 4 経営体

 個人
 5 経営体

- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
  - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
  - ・当地域の水田は「基盤整備されており」「水利にも恵まれ」「食味が優れている」という状況である。今後のあり方として、「水田は地域で守る」ことを最優先とし、高齢化等で新たな農地の出し手の増加が見込まれることから、担い手への集積・集約化を推進していく。
  - ・畑地の維持・集積・集約方法も研究をしていく。
  - ・遊休荒廃地対策として、麦栽培等による地域の特産化を研究し、うどん・パン等の製品化による6次産業化の研究をしていく。